

## 1. 「いじめ」防止等に関する基本的な考え方

### (1) 「いじめ」の定義【いじめ防止対策推進法第2条】

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (2) 本校における「いじめ」防止対策の基本理念

- ① 「いじめ」は人権侵害であり、いかなる理由があつても許される行為ではない。
- ② 「いじめ」は全ての生徒に関係する問題であり、「いじめ」を受けた生徒の生命・心身を保護すること、被害者感情に寄り添うことが重要である。
- ③ 「いじめ」は人間関係のトラブルに起因するものであり、「いじめられた側」及び「いじめた側」の両方の生徒、並びにそれを取り巻く集団等に適切な指導と支援が必要である。
- ④ 「いじめ」は、行政・学校・家庭・地域住民及びその他関係者が一体となって取り組むべき問題である。

## 2. 「いじめ」未然防止のための取り組み

### (1) 生徒への啓蒙活動

「いじめ」は人権侵害であり、いかなる理由があつても許されない行為であることを理解させるため、下記の取り組みを実施する。

- ① 各種集会（全校・学年）、学級活動（SHR・LHR等）、部活動での指導。
- ② 各種通信（学年、分掌等）の発行による指導。
- ③ 各種講習会（防犯講習、携帯電話講習等）を実施し、「いじめ」及び「いじめにつながる行為」、被害を受けた時の対応等について理解させる指導。

### (2) 生徒の状況把握

「いじめ」の発生を未然に防ぐため、生徒個々の状況を把握し、必要に応じた支援、対策等を講じるため下記の調査を実施する。

- ① 生活実態調査（いじめ調査）  
… 年3回実施（6月、11月、2月） ※教育相談課
- ② Q-Uテスト（個人の状況、集団との係わりの把握）  
… 年1回（6月） ※教育相談課
- ③ 心とからだの健康観察（ストレス・トラウマ・悩みの早期発見）  
… 年1回（9月） ※教育相談課

※ 支援及び対策等が必要と思われる結果が生じた場合は、関係職員で協議し、速やかに対応する。

### (3) 職員間の連携・協力・研修

「いじめ」について全職員で共通認識を図り、未然防止に努める。

- ① 「いじめ」に係わる職員研修を実施する。（職員会議等で共通認識を図る。）
- ② 「いじめ」に係わり、学年会、特別支援校内委員会等で生徒の情報共有を図る。
- ③ 「いじめ」の兆候を見逃さないよう、全職員で生徒の状況把握に努める。
- ④ 「いじめ」で悩んでいる生徒が相談しやすい体制（周囲からの情報提供含む）を作る。  
※ 相談窓口の掲示、相談しやすい雰囲気づくり。

### (4) 校内組織の設置

「いじめ」の未然防止を推進（上記2. (1)～(3)を推進）するため、校内組織を設置する。

- ① 組織名は、「**いじめ防止対策校内委員会**」とし、関係部署の責任者で構成する。
- ② 構成委員は、以下9名とする。  
副校長、生徒指導主事、生徒指導課副主任、教育相談課主任、各学年主任、養護教諭  
※ 必要に応じて、校長に出席を依頼する。
- ③ 委員会は、年2回（原則4月、1月）及び必要に応じて開催する。

### (5) 外部の専門家等との連携

「いじめ」の未然防止を推進するため、校外の専門家等との連携・協力体制を構築するための組織を設置する。

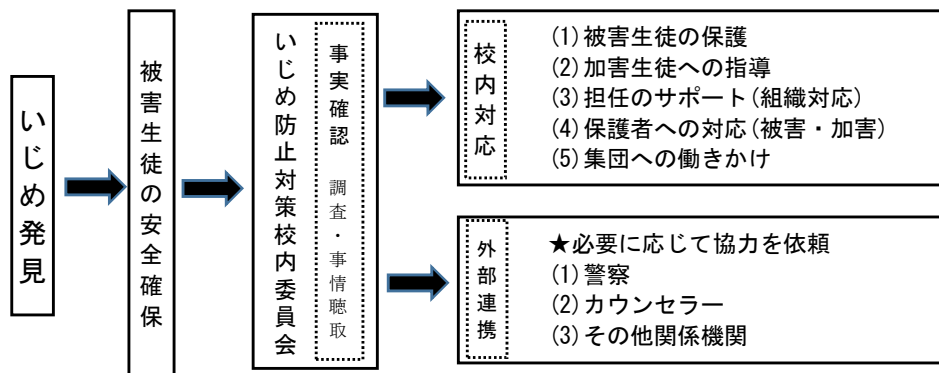
- ① 組織名は、「**不來方高校いじめ防止対策委員会**」とし、外部の専門家等及び本校職員で構成する。
- ② 構成委員は、以下13名とする。  
外部の専門家7名 … 学校評議員5名、紫波警察署員(生活安全課)、本校スクールカウンセラー  
本校職員6名 … 校長、副校長、生徒指導主事、生徒指導課副主任、教育相談課主任
- ③ 委員会は、年2回開催する。(7月と2月、学校評議員会の日に開催。)

## 3. 「いじめ」発生時の対応

「いじめ」の発生が確認された時(疑いも含む)は、速やかに以下の対応を行う。

- (1) 被害生徒の安全を確保する。【危険・不安な状況から守る。】
- (2) 組織的に対応する。【「いじめ防止対策校内委員会」を招集し、以下の対応を行う。】

- ① 事実確認 … 調査、事情聴取の実施
- ② 対応検討 … 1)被害生徒の保護  
2)加害生徒への指導  
3)担任が1人で抱え込まない対応  
4)被害・加害生徒の保護者に対する対応  
5)集団へのはたらきかけ  
6)必要に応じた外部機関との連携(警察、カウンセラー等)



## 4. 「重大事態」発生時の対応

- (1) 重大事態 … 1) 「いじめ」で、生命・心身・財産に重大な被害が生じた場合。  
2) 「いじめ」で、相当の期間、欠席することを余儀なくされた場合。
- (2) 報告 … 速やかに県教育委員会に報告する。
- (3) 調査 … 専門家及び第三者の参加を図り、公平性・中立性のもと調査する。
- (4) 対応 … 県教育委員会と緊密に連携を図り、以下の対応を行う。  
1) 保護者への説明(保護者説明会等)と、解決に向けた協力を依頼。  
2) 再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。

## 5. その他「いじめ」防止対策に関する重要事項

### (1) 基本方針等の見直し

- ① 基本方針が適切に機能しているか定期的に点検を行い、必要に応じた見直しを行う。
- ② 学校評価に、「いじめ」の未然防止に関わる取り組みの項目を加え、適正に自校の取り組みを評価し、必要に応じた見直しを行う。

### (2) 校務の効率化

- ① 「いじめ」の防止等に適切に取り組んでいけるよう校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなど校務の効率化を図る。

## <参考>

### 1. いじめ防止対策校内委員会委員（9名）

| No | 役 職      | 備 考             |
|----|----------|-----------------|
| ※  | 校長       | ※必要に応じて出席を依頼する。 |
| 1  | 副校長      |                 |
| 2  | 副校長      |                 |
| 3  | 生徒指導主事   |                 |
| 4  | 生徒指導課副主任 |                 |
| 5  | 教育相談課主任  |                 |
| 6  | 1 学年主任   |                 |
| 7  | 2 学年主任   |                 |
| 8  | 3 学年主任   |                 |
| 9  | 養護教諭     |                 |

### 2. 不來方高校いじめ防止対策委員会委員（13名）

| No | 役 職           | 備 考                |
|----|---------------|--------------------|
| 1  | 学校評議員         | 矢巾北中学校長            |
| 2  | 学校評議員         | 同窓会理事              |
| 3  | 学校評議員         | 元矢巾町住民課子育て支援センター所長 |
| 4  | 外部 学校評議員      | 元矢巾町社会教育課長         |
| 5  | 外部 学校評議員      | 矢巾町商工会副会長          |
| 6  | 外部 紫波警察署員     | 紫波警察署生活安全課 課長代理    |
| 7  | 外部 スクールカウンセラー | 本校スクールカウンセラー       |
| 8  | 校内 校長         |                    |
| 9  | 校内 副校長        |                    |
| 10 | 校内 副校長        |                    |
| 11 | 校内 生徒指導主事     |                    |
| 12 | 校内 生徒指導課副主任   |                    |
| 13 | 校内 教育相談課主任    |                    |

### 3. 年間スケジュール

| 月    | 委員会等   | 研修・講習等  | 調査等                                     | その他              |
|------|--|---|---|------------------|
| 4 月  | いじめ防止対策校内委員会①  | 校内職員研修<br>携帯電話講習会(全生徒)<br>防犯講習会(全生徒)                                |   | 各種通信発行<br>各種集会指導 |
| 5 月  |  |   |   |                  |
| 6 月  | 特別支援校内委員会①   |   | 生活実態調査(いじめ調査)①<br>Q-Uテスト                |                  |
| 7 月  | 不來方高校いじめ防止対策委員会①   |   |   |                  |
| 8 月  |  |   |   |                  |
| 9 月  |  |   | 心と体の健康観察                                |                  |
| 10 月 |  |   |   |                  |
| 11 月 |  |   | 生活実態調査(いじめ調査)②                          | 学校評価             |
| 12 月 |  |   |   |                  |
| 1 月  | いじめ防止対策校内委員会②<br>特別支援校内委員会②                                    |   |   |                  |
| 2 月  | 不來方高校いじめ防止対策委員会②   |   | 生活実態調査(いじめ調査)③                          |                  |
| 3 月  |  |   |   | ↓ ↓              |
| 備考   | ※1 不來方高校いじめ防止対策委員会は、学校評議員会の日に開催。<br>※2 各委員会は、上記以外にも必要に応じて適宜開催。 | ※1 上記以外にも、必要に応じて各種講習会を適宜実施。<br>※2 定例職員会議、各学年会等を活用し、職員間の情報共有及び連携を図る。 | ※ 「いじめ」発生時、「いじめ」の疑いがある時は、必要に応じて適宜調査を実施。 |                  |